和歌山県人権施策基本方針【第三次改定版】(抄)

平成16年8月策定 平成22年2月改定 平成27年2月改定 令和2年3月改定

第2章 人権施策の推進

2 人権教育・啓発の推進

(1) 人権教育・啓発の基本的方向

人権尊重社会を実現するためには、県民一人一人が人権を自らの問題として捉え、人権の意義や人権尊重、そして共に生きることの重要性について、理性及び感性の両面からの理解を深めるとともに、社会に現に生起している問題に対応できるような力を身に付けることが大切です。そのため、人権教育・啓発の果たす役割は極めて重要です。

人権教育・啓発の手法については、「法の下の平等」「個人の尊重」といった人権一般の 普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプロ ーチとの両方を組み合わせることが効果的です。また、対象者の年齢層・発達段階に応じ ながら、日常生活の経験などを具体的に取り上げるなど、様々な創意工夫を凝らしていく ことが必要です。

このような認識のもと、人権教育・啓発の実施にあたっては、県民の理解と共感を得られるような内容・方法等により、関係行政機関、企業、民間団体等と連携し、家庭・学校・地域社会・職域などあらゆる場と機会を通じ、総合的な推進に努めます。

(2)人権教育の基本的な取組

本県においては、同和教育に取り組むことで、同和問題解決への自覚を深めるとともに、 自分や他人の人権を尊重しようとする意識や態度を育むなど、多くの面で成果をあげてき ました。

しかしながら、今なお、様々な人権問題が存在しており、人権尊重の理念についての正 しい理解やこれを実践する態度や行動がいまだ十分に定着していない面が見られます。

これらのことから、全ての人の尊厳が守られ、自己実現が図られるよう、人権及び人権 問題について理解を深め、人権が尊重される社会を築くための力を身に付けることをめざ した教育を、生涯学習の視点に立って推進します。

ア 家庭における人権教育

家庭における教育は、幼児期から豊かな情操や思いやり、いのちを大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎を育むという点で、全ての教育の出発点となる重要なものです。

保護者がもっている人権感覚は、その態度や行動を通じて子供に伝わるものであり、保護者自身が偏見をもたず、差別をしないことなどを日常生活を通じて自らの姿をもって子供に示していくことが必要です。

このような認識のもと、関係行政機関や民間団体等と連携しながら、以下の取組を推進します。

- 保護者と子供が共に人権感覚を身に付けられるような保護者の学習機会の充実や情報 の提供に努めます。
- 父親の家庭教育参加の促進、子育てに不安や悩みを抱える保護者等への相談体制の充 実など、家庭教育への支援を図ります。

イ 学校教育における人権教育

学校教育では、教育活動全体を通じて、幼児・児童・生徒・学生が社会生活を営むうえで必要な知識・技能や態度を身に付けることを通じて人権尊重の精神を養っていく必要があります。

幼稚園・保育所等においては、身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつことを通して幼児に人権尊重の心の芽生えを培うことが必要です。

小・中・高等学校及び特別支援学校においては、一人一人の違いを尊重しつつ、自ら学び自ら考える力や豊かな心などの「生きる力」を育む中で、人権について理解を深め、いのちを大切にすることや、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることが態度や行動に現れるような実践力を育成することが必要です。

また、大学等については、人権尊重の理念についての理解を更に深め、社会の中に活かしていく力を開発することをめざした人権教育を一層促進することが必要です。

このような認識のもと、以下の取組を推進します。

- 学校における人権教育の指導計画の充実や指導方法等の工夫改善の取組を支援します。
- 社会教育との連携を図りながら、社会奉仕体験活動や自然体験活動など多様な体験活動や高齢者・障害のある人等との交流の機会の充実を図ります。
- 各学校が、人権尊重の視点に立った教育指導や学校運営に努めるとともに、養成・採用・研修を通じて教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念などについて、十分な認識 や指導力をもった人材の確保に努めます。

ウ 社会教育における人権教育

社会教育においては、生涯学習の振興のための各種施策を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図っていく必要があります。また、この人権に関する学習では、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚を養っていくことが求められます。

このような認識のもと、以下の取組を推進します。

- 公民館などの社会教育施設を中心として、学校やNPO等の民間団体との連携を図りながら、人権に関する多様な学習機会の提供や、社会奉仕体験や自然体験など多様な体験活動や高齢者・障害のある人等との交流の機会の充実を図ります。
- 人権に関する学習意欲を高めるための指導方法の研究・開発及びその普及に努めます。
- 地域社会における人権教育の推進体制の充実を図るため、指導者の養成及び、資質の 向上に努めます。